

# 社会教育施設及び社会体育施設における気象警報等発表時の臨時休館（休所）判断基準

いの町教育委員会事務局

## 1 対応基準について

気象警報等の発表および地震等による災害が発生した場合、利用者の安全を確保するため、次のとおり対応します。

種別	内容	休館判断
避難情報	避難指示（警戒レベル4）以上	◎伊野地区に左記の避難情報が発令された場合は、 <u>即時臨時休館</u> （休所）とする。
	高齢者等避難（警戒レベル3）	◎伊野地区に左記の避難情報が発令された場合は、原則臨時休館（休所）とする。
気象情報	特別警報	◎いの町に特別警報が発表された場合は、 <u>即時臨時休館</u> （休所）とする。
	警報（大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪）	◎いの町に左記の警報等が複数発表された場合（又は発表中若しくは台風接近等による発表見込の場合）には、臨時休館（休所）を検討する。
地震情報	震度5弱以上	◎いの町で、左記の震度階級が計測された場合、 <u>即時臨時休館</u> （休所）とする。
	震度4	◎いの町で、左記の震度階級が計測された場合、原則臨時休館（休所）とする。休館（休所）後の開館（開所）可否については、施設・設備の損傷状況を確認した上で判断する。

※上の表に関わらず、町災害対策本部において対象施設に対して指定緊急避難場所及び指定避難所としての設置を決定した場合は、即時臨時休館（休所）とします。

※その他、利用者に危険が及ぶ恐れがある場合や開館（開所）が困難な場合は、教育委員会事務局の判断により臨時休館（休所）する場合があります。

2 対象施設 : 伊野公民館・伊野体育館・天王コミュニティセンター  
いの町総合運動場（野球場・補助グラウンド・テニス場）

3 運用開始日 : 令和7年6月15日

## 4 備考

- (1) 対象施設の臨時休館（休所）を決定した場合は、速やかに教育委員会事務局から教育長に報告します。
- (2) 上記の判断基準により対象施設の臨時休館（休所）を行った場合における使用料については還付を行うこととします。